

横浜市建築基準条例及び同解説 新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
表紙・目次	表紙・目次
横浜市建築基準条例及び同解説 (令和5年1月版)	横浜市建築基準条例及び同解説 (令和6年4月版)
第1章 総則	第1章 総則
第1条から第53条の5まで 略	第1条から第53条の5まで 略
<p>【建築物の主要構造部に関する制限の特例】</p> <p>第53条の 令第108条の3第3項に規定する建築物に対する第6条第1項、第14条、第16条第2項、第18条、第23条の2、第23条の4第1項及び第2項、第25条第3項、第29条第3項、第30条第2項、第33条第1項、第36条第3項、第41条、第43条の3第2項、第44条、第45条、第49条並びに第53条の4の規定（次項において「耐火性能に関する規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p> <p>2 令第108条の3第4項に規定する建築物に対する第16条第2項（令第112条第20項に規定する構造物を除く。）、第23条の4第2項（令第112条第20項に規定する構造物を除く。）、第29条第3項、第36条第3項、第41条第2項、第45条第1項、第49条第2項（令第112条第20項に規定する構造物を除く。）及び第53条の4の規定（以下この項において「防火区画等に関する規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等に関する規定以外の耐火性能に関する規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。</p> <p>(平12条例83・追加・平22条例5・平24条例41・平30条例51・令元条例18・令2条例15一部改正)</p>	<p>【建築物の主要構造部に関する制限の特例】</p> <p>第53条の6 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和5年政令第280号）第2条の規定による改正前の令（以下次項において「旧令」という。）第108条の3第3項に規定する建築物に対する第6条第1項、第14条、第16条第2項、第18条、第23条の2、第23条の4第1項及び第2項、第25条第3項、第29条第3項、第30条第2項、第33条第1項、第36条第3項、第41条、第43条の3第2項、第44条、第45条、第49条並びに第53条の4の規定（次項において「耐火性能に関する規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p> <p>2 旧令第108条の3第4項に規定する建築物に対する第16条第2項（令第112条第20項に規定する構造物を除く。）、第23条の4第2項（令第112条第20項に規定する構造物を除く。）、第29条第3項、第36条第3項、第41条第2項、第45条第1項、第49条第2項（令第112条第20項に規定する構造物を除く。）及び第53条の4の規定（以下この項において「防火区画等に関する規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等に関する規定以外の耐火性能に関する規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。</p> <p>(平12条例83・追加・平22条例5・平24条例41・平30条例51・令元条例18・令2条例15・令6条例9一部改正)</p>
<p>● 第1項</p> <p>令第108条の3の規定に基づき、当該建築物の主要構造部の耐火に関する性能が検証された建築物に限り、上記条例上の耐火性能関係規定の適用についても、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなすこととしたものです。</p>	<p>● 第1項</p> <p>旧令第108条の3の規定に基づき、当該建築物の主要構造部の耐火に関する性能が検証された建築物に限り、上記条例上の耐火性能関係規定の適用についても、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなすこととしたものです。</p>
<p>● 第2項</p> <p>主要構造部が令第108条の3第1項に該当する建築物で開口部に設けられる防火設備の火災時における遮炎に関する性能が検証されたものに限り、上記条例上の防火区画等関係規定の適用についても、これら建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これら建築物に対する防火区画関係規定以外の耐火性能関係規定の適用についてはこれら建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなすこととしたもので</p>	<p>● 第2項</p> <p>主要構造部が旧令第108条の3第1項に該当する建築物で開口部に設けられる防火設備の火災時における遮炎に関する性能が検証されたものに限り、上記条例上の防火区画等関係規定の適用についても、これら建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これら建築物に対する防火区画関係規定以外の耐火性能関係規定の適用についてはこれら建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなすこととしたもので</p>

旧	新
す。	す。
第53条の7から第58条 略	第53条の7から第58条 略
<p data-bbox="311 333 694 363">付 則（昭和35年10月条例第20号）</p> <p data-bbox="222 380 314 409">以下、略</p>	<p data-bbox="1558 333 1941 363">付 則（昭和35年10月条例第20号）</p> <p data-bbox="1495 380 1587 409">以下、略</p> <p data-bbox="1558 426 1887 455">附則（令和6年4月条例第9号）</p> <p data-bbox="1528 472 1644 501">（施行期日）</p> <p data-bbox="1516 518 1976 548">この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>